

# 次期 RDA の安定化

古川 肇

## はじめに

RDA Steering Committee (以下「RSC」) は、3R Project (RDA Toolkit Restructure and Redesign Project) に基づく RDA の改訂に関して、安定化 (stabilization) の作業を完了し 2019 年 4 月 30 日付で結果を公開した。安定化されたテキストは、翻訳者、方針声明執筆者 (policy statement writer)、アプリケーション・プロファイルの開発者、RDA の例示の編者、補助資料の執筆者が、今後の作業を進めるための“baseline”として役立つだろう、と RSC は述べる<sup>1)</sup>。

これによって、次期 RDA を目指すベータ版と従来からの RDA とが並存し、前者が仮である状態に変化が生じたわけではない (以下、各々を「ベータ版」、「現 RDA」とよぶ)。だが、ベータ版は、筆者の直近の論考<sup>2)</sup> (以下「旧論」) が対象とした 2018 年 8 月現在等の過渡的な本文を経て、基本的に確定した状態に達したので、今回は上記の本年 4 月 30 日現在の本文を対象として、旧論から一歩進んで細部の検討へ移る。ただし、残念ながら筆者の理解が行き届かず言及を保留した部分があり、論述は網羅的でも均質的でもない。なお、小論は旧論のいわば増補改訂版に相当する関係で、その一部を反復または訂正している箇所があることをお断りする。

## I. ベータ版の構成

ベータ版は ENTITIES、GUIDANCE、POLICIES、RESOURCES の 4 部から成る (この版は見出しにおいて文字のポイントと大文字使用法により階層を表現しているが、小論は後者を適宜そのまま使用する)。これらのうち ENTITIES が本体で、目録作業はこれに沿って行われ、GUIDANCE はその作業に際して参照する部である (旧論でこの部全体を「入門篇」とみなしたが、それは必ずしも正しくなかった)。POLICIES には英米の代表的図書館の適用細則が収録されるようだが、まだ殆ど空白であり小論では触れない。Glossary (用語集) に始まる RESOURCES は旧来の付録に当たる。各部は若干の章に当たる部分から構成されている (プルダウン・メニューにより表示)。以下、ENTITIES、GUIDANCE、RESOURCES の順に取り上げる。

## II. ENTITIES の部

### 1. 実体

この部は実体別に13の章から構成される。現RDAの実体は概念、物、出来事を除いて保持され、かつ新規の実体との調和が図られている。ただし、グループの枠が撤廃される一方、実体間の階層が強化された。

新実体は、RDA entity、agent、collective agent、nomen、timespanである。これらのうち RDA entityが他の12実体より上位にあり、同時に自身はベータ版が準拠するIFLA LRMにおいて最上位の実体であるresのサブクラスに位置付けられている<sup>3)</sup>。agentは、個人・家族・団体の上位の実体であり、既に現RDAにこれらの総称としては登場している。なお、架空の人名等はagentから排除されて、nomenのインスタンスまたは体現形表示(III7を参照)として記録される(IFLA LRMではresのインスタンス<sup>4)</sup>)。

ところで、筆者は約20年前に共有筆名に関して、この背後にある実体は団体であると指摘したが<sup>5)</sup>、この度IFLA LRMは、「共同筆名(中略)は(中略)、アイデンティティの背後にある行為主体が特定の名称をもち1単位で活動する複数の個人から構成されているので、集合的行為主体(collective agent)のインスタンスを指すnomenである<sup>6)</sup>。」と明記した。ベータ版は当然これに従うものと思われる(確認未済)。

そのnomenをベータ版は「あるRDA entityを指し示す名称。」(A designation that refers to an RDA entity.)と定義している。IFLA LRMには、同実体が「ある実体とそれを指し示す名称との結びつき」(An association between an entity and a designation that refers to it<sup>7)</sup>)と定義されていて差異がある。nomenについては後述する(III8を参照)。集合的行為主体は家族と団体の上位の実体であり、家族を実体として別立てしない方針の目録作成機関にとって不可欠である。

各実体は独立のページ(非PDF形式の画面)をもち、当該ページの構成の基本は常に以下のとおりである(Xは実体名)。

Definition and Scope

Prerecording

Recording

Minimum description of X (III11を参照。nomenにはない)

Recording an unstructured description (III9を参照)

Recording a structured description (同上)

Recording an identifier (同上)

Recording an IRI (同上)

Elements (次節を参照)

## 2. エレメント

ベータ版では、アクセス・ポイント、典拠形アクセス・ポイント、異形アクセス・ポイント、関連識別子が、すべてエレメントとしてどれかの実体に所属させられている。この結果、例えば著作では、総数 388 に上るというエレメントがことごとくアルファベット順に排列されていて、この部分は豆辞典以外の何ものでもない。ところで、**nomen** を除く全実体に共通に存在するエレメントは、筆者が見比べた限り以下のとおりと思われる。見落としがあるかも知れないが、あえて掲げる (X、Y は実体名)。

access point for X

appellation of X

authorized access point for X

category of X

identifier for X

name(title) of X

note on X

preferred name(title) of X (manifestation のみ title proper)

related Y of X (13+1種類。うちrelated entity of XについてはIV3を参照)

subject X of

variant access point for X

variant name(title) of X

X described in

このような次第で、現 RDA における例えば **Constructing Access Points to Represent Works and Expressions** と題する 6.27 に属する規定は、ベータ版では著作と表現形 2 実体の、各典拠形アクセス・ポイントと異形アクセス・ポイントの計 4 エレメントに関する規定に分割された。

各エレメントは独立のページ (画面) をもち、当該ページの構成の基本は常に以下のとおりである。

Definition and Scope

Element Reference

Prerecording

Recording

Related Elements

これらのうち、**Element Reference**の基本的な構成要素は以下のようである。

IRI (III9を参照)

Domain (関連元に相当)

Range (関連先に相当)

Alternate labels

Prerecordingの部分には、見出しのみで規定がないエレメントも少なくない。

Recordingの構成（言い換えれば種類）は、常に以下のように4種から成る（各々についてはⅢ9を参照）。ただし、種類によっては名称の下に「この記録法は、当該エレメントには適用しない。」とのみ記されている。

Recording an unstructured description

Recording a structured description

Recording an identifier

Recording an IRI

Related Elementsは、最も多い場合には次のように上位、下位、逆の3区分より成る。

For broader elements, see ...

For narrower elements, see ...

For the inverse of this element, see ...

これらのうち、For the inverse云々は、参照先が当該エレメントと順逆一対のもの（例えばadapted as workとadaptation of work）であることを示し、ともに現RDAにおける関連識別子に該当する。

### 3. 個々のエレメント

膨大な数のエレメントのうち、筆者が注目するものに限って著作に属するものを中心に散発的に取り上げる。ただし、aggregate（集合体現形）に関わる諸エレメント、representative expression（代表表現形）および manifestation statement（体現形表示）についてはⅢで述べる。

#### (1) 著作に属するエレメント（順不同）

##### a. subject など

著作において規定化が注目されていた主題に関して、関係のエレメントとそれぞれの定義を掲げる。

subject	A topic that a work is about.
subject agent	An agent whom a work is about.
(中略)	
subject RDA entity	An RDA entity that a work is about.
(中略)	
subject work	A work that a work is about.
subject work of	A work that is about a work.

現RDAでは、概念ほかの4実体（第3グループ）が著作の主題とされ、加えて第1、第2グループの全実体が第3グループの実体とみなされる一方、ベータ版では、RDA entity以外の主題としての実体がsubject agent等であり、これら以外の主題がsubject RDA entityなのだろう。NCR2018年版は「第3グループの実体の総称として、『主題』の語を用いることが

ある。」と述べるが (#0.3.1)、これは図らずもベータ版に類似する用法である。

#### b. creator of work

ベータ版は現RDAのcreatorをこのように変更し、同時にcreator of expressionとcreator of manifestationを新設して、それぞれを「著作の実現に責任を有するagent」および「単数または複数の表現形の具体化に責任を有するagent」と定義し、訳者等および出版者等を各範囲に含めた。しかしながら、creatorを著作以外の実体を使用することはFRBRモデルの純度を低下させる行為であり、筆者は反対である。realizeやembodyの派生語であるrealizerやembodierでは不可だろうか。

#### c. authorized access point for work group

このエレメント中のwork groupは、その定義の“A group of two or more works that have a common appellation assigned from a vocabulary encoding scheme.”が、2018年8月段階のベータ版におけるwork clusterの定義と同一なので、これを改めた用語であることが明らかである<sup>8)</sup>。

#### d. frequency、ISSN

ベータ版が逐次刊行物 (serial) を一種の著作と把握し直してserial workと命名したことには旧論で触れ、「逐次著作」と仮に訳したが<sup>9)</sup>、これに応じて標記の2エレメントが、現RDAの体現形から著作へ移された。

#### e. extension plan

著作を具体化する計画 (企画、構想) に関するカテゴリである。まずstatic planがある。著作を特定時点で具体化する場合であり、複数巻の全巻同時刊行のケースもこれに属する。

この他は、①累積する場合と更新する場合、および②期限を限定する場合としない場合を組み合わせ得られる、以下の四つの計画がある。

successive determinate plan

successive indeterminate plan (同義語は serial work plan)

integrating determinate plan

integrating indeterminate plan

さて、RDA自身はこれらのどれに該当するのだろうか。RDAの前身、即ち *Anglo-American Cataloguing Rules* は、第2のタイプに属していたのに対して、RDAは第4のタイプに属する電子資料になったと見られる。今後RDAの第2版といったものは、現われないと考えられる。

#### (2)その他の実体に属するエレメント

体現形において、著作における extension plan の新設とは別に、現RDAの mode of issuance (2.13、『日本目録規則2018年版』における#2.12 (刊行方式)) が継承されている。ただし、種類が multiple unit と single unit のみとなった。次に、現RDAの base material (基底材) と applied material (付加材) は、ベータ版で体現形のエレメントに組み込まれるとともに、両者の上位のエレメントとして material が新設された。さら

に、現 RDA に存在しない体现形・個別資料に対する各典拠形アクセス・ポイントが、ベータ版でエレメントとして新設された。

agent のエレメントの多くを占めるものは、現 RDA の付録 I、即ち資料と個人・家族・団体との関連を示す関連識別子のうち、author agent of (author of のこと) など個人・家族・団体に共通のものである。

場所では category of place が目新しい。timespan には、個人の生没年等を対象とする date of ... of の形式のエレメントが多い。

### III. GUIDANCE の部

この部は15章から成る。冒頭の Introduction to RDA の章を除いて、すべて章名のアルファベット順に排列されている。

#### 1. Introduction to RDA の章

冒頭近く条文の形式について説明がある。要は、多くの条文が基本的に CONDITION と OPTION との二部分から構成されている、というのである。下例は、団体という実体の、団体に対する典拠形アクセス・ポイントというエレメントの、Change of name という条項である。

**CONDITION**

A name of a corporate body has changed (including changes from one language to another).

**OPTION**

Record a value of the earlier name as a preferred name for use with resources associated with the earlier name.

**OPTION**

Record a value of the later name as a preferred name for use with resources associated with the later name.

**OPTION**

Record relationships between the earlier and later names of the corporate body as values of Corporate Body: **related corporate body of corporate body**.

これは明らかに従来汎用されて来た “If ... , then ...” の文型に由来している。重要なのは、option が必ずしも相互排他的ではない (may not be mutually exclusive) ことであって、上例内の option どうしも相互排他的ではない。なお、例示には四つの型があると述べられているが、筆者には具体的に確認できなかった。

翻ってこの章全体は、**Objectives and principles governing RDA, Standards related to RDA, Data elements** の 3 節から成るが、第 2 節までは **RDA Registry** への言及を除けば、現 **RDA** と大同小異かつ平板であり特記すべきことは見出せない。また第 3 節については **data element** の定義がベータ版中になく、当該節の本文によっても理解し難い。これらの理由から諸節の紹介は省く。**data element** のページ（画面）のテキストは、大きく **RDA Entities, RDA Elements, RDA Relationships** という見出しによって三分されているので、**data element** とは、これらを含む用語と理解してよいのだろうか。

## 2. **Aggregates** の章

**aggregate**（集合体現形）自体については旧論に譲り<sup>10)</sup>、以下でこれに関わるエレメントを旧論に引続き取り上げる。各定義を原文のまま掲げる。

### a. **aggregator agent**

前回「集合者」と仮に訳した **aggregator** は標記のように改称され、定義は次のように修正された。**An agent who is responsible for creating an aggregating work by selecting and arranging expressions of other works.** なお、これが著作のエレメントであることを明記したい。というのも、旧論で表現形のそれであるかのように述べてしまったからである<sup>11)</sup>。「集合者」という訳を変える必要はないと思われる（IV1を参照）。

以下の三つのエレメントは旧論で挙げなかったものである。

### b. **aggregated by**

**An expression that aggregates an expression as part of the plan of an aggregating expression.** これと次は表現形のエレメントで、現 **RDA** の関連指示子のカテゴリーに該当し、相互に対応する関係にある。既に **IFLA LRM** に存在する（**LRM-R25** と同 **R25i**）。

### c. **aggregates**

原文の定義のみを示す。**An expression that is chosen as part of the plan of an aggregating expression.**

### d. **contributor person to aggregate**

**A person who creates an expression of a work that is embodied in an aggregate.** これは体現形のエレメントである。

## 3. **Application profiles** の章

アプリケーション・プロファイルとは、目録作成機関へ向けての、メタデータの採択に関する指針の体系である、といえよう。指針の範囲は、実体、エレメント、**vocabulary encoding scheme**（IV2を参照）に及ぶ。目録作成機関は全要素について、必須（使用回数は最少 1）、選択（最少 0）、反復可能（最多 2 以上）のどれかを指定する、と指示されている。

#### 4. Content and carrier の章

本章で注目されるページ（画面）は、RDA resource category extension である。ここで各目録作成機関が新たなキャリア種別と表現種別を追加する際の二つの方法が提示されている。既に 2015 年に作成されていた文書に基づいている<sup>12)</sup>。

#### 5. Data provenance の章

ベータ版の用語集によれば、data provenance とは「1 エlement内または一組のエlement内に記録されたメタデータに関する情報。」(Information about the metadata recorded in an element or set of elements.) であり、要するにメタメタデータである。

また本章によれば、「data provenance によって記述されるメタデータは、metadata work として扱われ、それは metadata statement または metadata description set から成る。」

(The metadata being described by data provenance are treated as a *metadata work* that consists of a *metadata statement* or a *metadata description set*.)

以上、一知半解なままに引用を重ねたが（「data provenance によって記述されるメタデータ」とは、「data provenance として記述されるメタデータ」の意味であろうか）、今日まで常に分散し続けて来た情報源に関する規定が集中されたことは、目録規則史上、画期的な事態である。

#### 6. Diachronic works の章

diachronic work とは、年月をかけて (over time) 具体化を計画する著作のことで、仮に「通時的著作」と訳したい。II 3(1)e で取り上げた extension plan において、static plan 以外の計画により創作された著作の総体を指すと見られる。

#### 7. Manifestation statements の章

体現形表示 (manifestation statementの仮訳) の概略は旧論を参照されたい<sup>13)</sup>。ベータ版は、このエlementが利用者タスクのうちの識別を支援する点に意義を認めるとともに、機械による転記の場合をも考慮に入れている。体現形表示にはmanifestation title and responsibility statementなどが含まれ、『日本目録規則』が新版予備版 (1977年) 以来、非転記要素として統制して来た出版日付 (date of publication) も勿論その一つである。速やかに1965年版以前へ回帰して転記要素に戻さなければならない。

筆者はかねて様々な転記要素のなかに、「表示 (statement)」を含むもの (版表示など) と、含まないもの (出版年など) とがあることに不可解な思いを募らせて来た。そして、論理的見地からすれば全転記要素に「表示」を付加させねばならないはず (本タイトル表示など)、との持論を抱いて来た。この観点から、これらを一括する名称が statement の語を含むことを大いに歓迎する。



## 8. Nomens and appellations の章

nomen、appellation、そして designation の 3 単語は、辞書においてはすべて名称、呼称等という重なり合う意味をもつが、ベータ版ではこれらが異なる領域で用いられている。

実体である nomen には名称等だけでなく指示子や分類記号の類いをも含まれ、文字によってだけでなく、ときに記号および（または）数字によっても表される。これらをすべて包括できる日本語があるとは考えられず、原綴そのまま使用するか仮名書きするしかないのではないか。appellation は、例えば appellation of person のように nomen のエレメント名に使用される。designation は、nomen というラテン語形の用語の定義（II 1 に掲示）中に使用され、そのほとんど冒頭に現われる。

## 9. Recording methods の章

本章は、エレメントの値を次の 4 種の手段の一つまたは複数によって記録すると規定する。

非構造記述 (unstructured description)

構造記述 (structured description)

識別子 (identifier)

IRI (Internationalized Resource Identifier)

非構造記述による値は、体現形表示、非構造注記、情報源に現われているままの順序の (in direct order) 名称またはタイトル、概念に対する非統制の名辞の値である。

構造記述による値は、アクセス・ポイント、構造注記、典拠管理システムから採用された名称またはタイトル、統制語彙集から採用された概念に対する名辞、番号、日付、時間などの、構造化された型のデータと結びつけられた値 (value associated with a structured data type, including numbers, dates, and times) である。

識別子は、具体的には、独立した外部の機関によって承認された識別子、下部機関 (local agent) によって承認された識別子、統制された語彙集から採用された概念に対する表記 (notation) である。

IRI は、セマンティック・ウェブ技術上の識別子で、RDF を使用する LOD において実体または統制された名辞の指示対象 (referent) として使用される。例えばエレメント author agent の IRI は以下のものである。

<http://rdaregistry.info/Elements/w/P10061>

## 10. Representative expressions の章

代表表現形 (representative expression の仮訳) は、名称から推測される場所とは異なり、著作のエレメントであって表現形のそれではない。その定義は、ベータ版の用語集より IFLA LRM の方が分かり易いので、それから引用すると「著作を特徴付けるのに本質的と思われる属性で、その値は著作の代表的なまたは正典的な (canonical) 表現形から

採られる 14)。」ところで、著作のエレメントとして、代表表現形とともに language of representative expression、key of representative expression などが挙げられていることをどのように理解すべきなのだろうか。目録作成機関に、一括して記録するか個別に記録するかを選択を求めているのだろうか。

## 11. Resource description の章

この章は、目録作業の基幹部分ともいえるべき、著作から個別資料までの 4 実体の各記述の作成について案内する章である。

まず記録の精粗に関して、次の 3 種が提示されている。

coherent description of an information resource

minimum description of a resource entity

effective description

詳細な coherent description では、IFLA LRM に準拠する「基数の制限 (cardinality restriction)」という規定が注目される。これは二つの実体間の関連の数を限定するものである。特に、1 著作が単一の表現形として実現され、かつその表現形が単一の体現形によって具体化された状態を WEM lock とよぶ。

minimum description は coherent description の対極として規定され、コア・エレメントは廃止されている。先に II 1 において、nomen を除く全実体のページには、必ず minimum description of X (X は実体名) という項目があることを述べたが、個人に例を取れば以下のとおりである (ちなみに、ベータ版の文中でエレメント名は、常に「実体名 :」を冠して記載され、それは Work: title of work のようにエレメント名のみによって自明なものも例外ではない。エレメントの増加 (総計で 1700 を越えるという) に伴う配慮に相違ない)。

### Minimum description of a person

A minimum description of a person must include at least one of the following elements:

- Person: appellation of person
  - Person: name of person
    - Person: preferred name of person
  - Person: access point for person
    - Person: authorized access point for person
  - Person: identifier for person

現第 1 グループの場合は、これ (ただし name でなく title) に加えて、例えば次のように隣接する実体のエレメントが追加される。

Expression: work expressed

Expression: manifestation of expression

effective description は目録作成機関の要求に合致する詳細度である。

次に記録の具体的な作成の段階に関しては当然ながら 4 実体別に規定されていて、そのなかの体现形についてはさらに次のように区分されている。相互排他的とは限らないから必ずしもどれか一つのみを適用するわけではない。これらのうち、manifestation that embodies two or more expressions が即ち aggregate である。

Describing a manifestation that is issued in only one physical or logical unit

Describing a manifestation that is issued in two or more physical or logical units

Describing a manifestation that embodies only one expression

Describing a manifestation that embodies two or more expressions

Describing a manifestation of a diachronic work

体现形の記述を包括的記述、分析的記述、階層的記述に区分する type of description は廃止されている一方で、part of manifestation と part manifestation というエレメントが新設された。

## 12. Terminology の章

本章は『日本目録規則 1987 年版』序説の「11)用語について」に相当し、ベータ版特有の表記や表現を案内して、大文字使用法、時制、文法的性、複数形等に触れている。また、“or” は断らない限り選択の意味と結合の意味を兼ね、従来多用されてきた“and/or” はこれによって置き換えられた。なお、参照に関して、全体を通して “For ..., see ...” という文型が使用されている。

## 13. Transcription guidelines の章

本章は、資料上の表示を忠実に転記するエレメントである体现形表示の記録に適用するための、次の二つのガイドラインを提示する。

Guidelines on basic transcription of a manifestation statement

Guidelines on normalized transcription of a manifestation statement.

前者は僅か8条（ベータ版には珍しく順序表示を冠する）から成る、簡略で機械的处理を視野に入れた大胆な内容である。冒頭で、「大文字使用法、句読法、数値、区別的発音符（diacritics）は、体现形に現われているままに保持する（preserve）。」と規定する。

他方、後者は現RDAと同一の詳細度である<sup>15)</sup>。他にどのようなガイドラインをも使用できる、とするオプションがある。

## IV. RESOURCES の部

10 章から構成されるが、Glossary（用語集）を始めとして多くは旧来の付録からの継承である。ここでは、用語集と新奇な二つの章を取り上げる。

## 1. 用語集

用語はエレメントと同じくベータ版でその数が激増した。原因の一つに特異なネーミングがある。III 2 a) に挙げた **aggregator agent** を例に取り上げると、用語集におけるこの語とその周辺を、定義を除いて引用すると次のようである。

**aggregator**

*See:* aggregator agent

**aggregator agent**

*Use for:* aggregator

**aggregator collective agent**

**aggregator corporate body**

**aggregator family**

**aggregator person**

**aggregator** に **agent** 等の実体名を付加し細分しているのだが、この部分を丸括弧に入れる等の細工を施していないため奇異に見える。この型の用語は、他にも **artist agent**, **commentator agent**, **compiler agent** 等、枚挙に暇がない。RSC委員長 (**chair**) のプレゼンテーションには、ディスプレイの場合に実体名を含める必要はないとある<sup>16)</sup>。

## 2. Vocabulary Encoding Schemes (語彙符号化スキーム) の章

本章はエレメントの値を表現するために使用する統制語彙集で、『日本目録規則 2018 年版』でいえば、表現種別、機器種別、キャリア種別、刊行方式に関する用語などの数々のリストの集成である。現 RDA で個別の条項にあった表が集中された。ここでもアルファベット順の排列で RDA Aspect Ratio Designation から RDA Video Format まで多くの表が列挙されている (すべて「RDA」を冠する)。語彙の一部は用語集と重複するが、用語集に含まれない IRI が必ず揭示されている。

## 3. Relationship matrix の章

関連指示子が廃止される一方で、関連自体が新たに「2つの実体間の特定の結びつき (association)」と定義された。本章は、現RDAにおいて関連を扱うSection 5-10が、リストの形式へ全面的に改変されてここへ移されたもの、との見方もできよう。最も大きい改変は、13の実体相互が無制限に関連づけられることになった点で、例えば著作と個別資料との関連のような現RDAでは考えられないものも規定され、関連の種類は13×13通りになる。なお、筆者がII 2において列挙した、全実体 (**nomen**を除く) に共通すると推測されるエレメントのうち、**related entity of X** (Xは実体名) は、RDA の実体からRDA 外のモデルへの参照を考慮に入れたものである<sup>17)</sup>。

関連識別子という用語はなくなりエレメントとして各実体へ割り振られたが、それらは

同時に本章にもこのように掲示されている。したがって、現 RDA の付録 I、J、K は RESOURCES 中に継承されていない、との旧論の一文は誤りであった。ただし、派生、参照、全体・部分、付属・付加、連続の区分は消失した。

## おわりに

筆者はかつて『英米目録規則』の初版と第2版との間には、同一規則の異版どうしとは思えない大きな懸隔がある、と記した記憶があるが、今また現RDAとベータ版についても同様の思いをもつ。だが筆者にとってベータ版は第2版と異なり少なからず難解である。それは強ち筆者の能力不足が原因とばかりは思えない。むしろ目次のような体系表の類いが極めて限定的であるなど、ベータ版には、俯瞰することで系統的理解を可能とする手がかりが貧困であるところに真因がある、と筆者は考えている。これは電子資料の特徴であるリンク機能が活用されているというベータ版の大きな長所によって、代替できるものではない。筆者は小論において、ベータ版に明記されていない構造を把握することを通して、同版の理解に努めたが不得要領に終わった。多数の国の多様な目録関係者が使用する目録規則が難解では困るのであり、筆者のような平均的な能力の関係者でも理解できる表現が求められる<sup>18)</sup>。ひょっとするとベータ版は一時の実験的な試みに終わり、比較的短日月のうちに旧態の延長線上に移行するのではないか、少なくとも接近するのではないか、という非礼な予想あるいは希望さえ筆者は抱いている。

ちなみに、本文の各規定に「引用番号方式 (citation numbering)」と称する、数字による表示が実現した<sup>19)</sup>。ただし、本文には表示されずポップアップ・ツール・バーのクリックにより初めて表示される。2桁の数字がピリオドで区切られた4種の計8数字から成り、ランダムに付与される代わりに不変であって、順序表示ではなく識別番号表示とよぶべきものである。

注 (最新アクセス日 2019年9月23日)

- 1) RDA Steering Committee. Stabilization of the English Text of RDA Achieved; RSC/Chair/2019/1. 2019.4. p.1 <http://www.rda-rsc.org/sites/all/files/RSC-Chair-2019-1.pdf>
- 2) 古川肇「次期RDAへの始動ー基本構造およびaggregateについてー」『資料組織化研究-e』73 (2018.11):1-13 <http://techser.info/wp-content/uploads/2018/11/73-201811-1.pdf>
- 3) Glennan, Kathy. Instantiating LRM in RDA. 2018.2. slide 4. <http://www.rda-rsc.org/sites/all/files/Instantiating%20LRM%20in%20RDA%20Glennan.pdf>
- 4) 同上 slide 10.
- 5) 古川肇「ゴーマンと『英米目録規則』ーゴーマンの標目論とその影響ー」『整理技術研究集録』2 (2000.3) p.7. <http://josoken.digick.jp/pub/shuroku2hurukawa.pdf>
- 6) Riva, Pat; and others. IFLA Library Reference Model: a conceptual model for bibliographic

information. 2017. p.30. [https://www.ifla.org/files/assets/cataloguing/frbr-lrm/ifla-lrm-august-2017\\_rev201712.pdf](https://www.ifla.org/files/assets/cataloguing/frbr-lrm/ifla-lrm-august-2017_rev201712.pdf)

7) 同上 p.31

8) 前掲2 p.7

9) 同上

10)前掲2 p.4-8

11)前掲2 p.7 特に次の2文は正確さを欠くので撤回する。「集合者は現RDAにおけるeditor（编者）と同義と見て良いと思われる」、「creator of expressionという新用語はこの文脈に置くことによって理解される。」

12)RDA Steering Committee. RDA/ONIX Framework Working Group. Guidelines for Proposing New Carrier and Content Categories and Terms in RDA; 6JSC/ROFWG /3. 2015.8. 9p. <http://www.rda-jsc.org/sites/all/files/6JSC-ROFWG-3.pdf>

13)前掲2 p.8-9

14)前掲6 p.41 なお、IFLA LRMにおける代表表現形については、次の論考を参照。千葉孝一. FRBR再考 3: Representative Expressions. 『資料組織化研究-e』72(2018.3) p.1-22 <http://techser.info/wp-content/uploads/2018/03/72-201803-1.pdf>

15)Glennan, Kathy. Recording Methods, Transcription, and Manifestation Statements. 2018.10. slide 19. <http://www.rda-rsc.org/sites/all/files/Recording%20methods%20etc-EN.pdf>

16) Glennan, Kathy. Getting a Handle on the New RDA Toolkit. 2018.10. slide 30. <http://www.rda-rsc.org/sites/all/files/Getting%20a%20Handle%20on%20the%20New%20RDA%20Toolkit%20rev.pdf>

17)同上 slide 13

18)もっともRSCはメンバが手分けして頻繁にプレゼンテーションを行っている。これは従来にない普及活動である。RSC. RSC Presentations. 2016- <http://www.rda-rsc.org/rscpresentations>

19)前掲16 slide 32

【追記（2019.9.23）】小論の投稿締め切り日にほど近い本年9月5日に、ベータ版が更新された。もはや小論にそれを反映するゆとりはないが、論中に取り上げたnomenの定義の変更のみを次に記す。

A designation that refers to an RDA entity.

→A designation that refers to any RDA entity except a nomen.

更新の全容は下記を参照のこと。

Notes on the September 5, 2019 RDA Toolkit Release

[https://beta.rdatoolkit.org/Resource/Index?externalId=en-US\\_topic\\_lzh\\_zbk\\_x3b](https://beta.rdatoolkit.org/Resource/Index?externalId=en-US_topic_lzh_zbk_x3b)

(ふるかわ はじめ)

2019年9月23日受付

2019年10月25日受理